

# 「食育推進チーム」だより

問 住民福祉課 保健予防係  
(保健センター内) ☎62-9134



## かしこく選んで、おいしく食べよう!～食事は楽しく、残さずに～

町子ども会育成協議会では、町内の小学4年生から中学3年生までを募り「まるかじり探検隊」を結成しています。「見る」「聞く」「嗅ぐ」「食べる」「触る」の感覚を磨くことを目的のひとつとして、一年を通して活動を行っています。

この夏は、町内にある川崎市少年自然の家で2泊3日のサマーキャンプを行いました。川崎市の子ども達との交流会の中で、使い慣れないかまどに火を付け、カレー作りをしました。皆が協力して出来上がったカレーは格別で、何杯もおかわりする子が続出しました。また、デザートには地元の高校の園芸科の生徒さんが作ったトマト「フルティカ」を食べ、川崎市の皆さんにも「甘い!」と好評でした。

川遊びの日にはニジマスのつかみ取りをし、ニジマスや鹿肉、トウモロコシでバーベキューをしました。石を積んでかまどを作り、火や煙と格闘しながら肉や魚を焼きました。日常の生活ではなかなか体験できない食事に、子ども達は「うまい、うまい」の連発でした。

私たちの周りは様々な食べ物であふれています。中でもインスタント食品やレトルト食品など、加工食品が占める割合は高いと思います。

さまざまな体験活動を通して、子どもたちに食材の持つ本来の味わいやおいしさが伝わることを願っています。

(富士見町子ども会育成協議会)



## —消費者見守り情報 No.91—

～政府が「架空請求対策パッケージ」を取りまとめました～

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 茅野市消費生活センター ☎75-8188  
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

政府は消費者被害の未然防止、拡大防止を図る取り組みを推進するために「架空請求対策パッケージ」を取りまとめ、消費者被害対策を積極的に行っています。

全国の消費生活センター等に寄せられた架空請求に関する相談件数は、平成23年度以降、年々増加傾向にあり、平成29年度は前年比で2倍以上に急増しました。増加した要因としては、架空請求業者が、ここ数年主流ではなかったハガキという手段を多用しており、ハガキを受け取った消費者が住所と氏名が特定されていることに不安を感じた結果ではないかと考えられます。

### ● 架空請求による消費者被害発生までの流れ(典型的なものは3つのプロセスを経ています。)

#### 1. 消費者への接触

架空請求事業者は、消費者の個人情報を悪用し、消費者に対し、ハガキ・電子メール等を使い、公的機関と紛らわしい名称の団体名を用いたり、法的手続きに入ることをチラつかせ、連絡を取るよう仕向けてきます。

#### 2. 消費者による架空請求事業者への連絡

通知を受けた消費者が不安を感じ、ハガキや電子メール等に記載されていた連絡先に連絡すると、金銭の支払い方法を指示されたり、弁護士等を名乗る第三者に問い合わせるよう伝えられ、その第三者が示談等を進める名目で金銭の支払いを求めてきたりします。

#### 3. 消費者による金銭の支払い

消費者は、架空請求事業者から指定された次の方法等により金銭を支払い、被害に遭います。

- ①銀行口座に振り込む
- ②コンビニエンスストア収納代行で現金を支払う
- ③電子マネー(プリペイドカード)を購入後、カード番号を架空請求事業者に連絡するあるいは仮想通貨を購入させることもあります。

架空請求事業者に連絡してしまうことは、連絡先を知らせることとなり、相手側に請求の機会をより与えることとなります。請求に対して思い当たることが無い場合、自分だけで解決しようと電話等をするのは架空請求事業者の思うつぼです。まずは、消費生活センター等に相談しましょう。